

# 福知山公立大学北近畿地域連携機構における連携研究員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福知山公立大学北近畿地域連携機構規程第12条第2項の規定に基づき、連携研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「連携研究員」とは、地域社会との連携を強化し地域の健全な活性化に貢献するために福知山公立大学北近畿地域連携機構（以下「機構」という。）に置く福知山公立大学（以下「本学」という。）の専任教員以外の者をいう。

(資格)

第3条 連携研究員として受入又は委嘱（以下「受入等」という。）することができる者は、地域社会の特性、活性化等に関する知見と技能を有し、本学の理念の実践に資すると学長が認めた者とする。

(選考及び承認等)

第4条 連携研究員の受入等は、福知山公立大学北近畿地域連携機構運営会議（以下「運営会議」という。）が本学の教員の推薦に基づき候補者を選考し、教授会の議を経て学長の承認により決定する。

2 前項により連携研究員を推薦しようとする教員は、被推薦者が記載した別記第1号様式及び別記第2号様式に別記第3号様式の推薦書を添えて、機構長に提出するものとする。

3 運営会議は、第1項により候補者を選考したときは、速やかに教授会に報告するものとする。

4 教授会は、前項の報告を受け、その承認に際し学長に意見を付することができる。

(委嘱期間)

第5条 連携研究員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、本学が特に必要と認める場合は、期間の延長又は短縮をすることができる。この場合において、期間の延長は通算して3年を超えない範囲とする。

(遵守事項)

第6条 連携研究員は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

2 学長は、連携研究員が本学の諸規則に違反し、又は本学の教育研究活動若しくは信頼に重大な支障を与えた、又は与えると認める場合は、受入の承認又は委嘱を取り消すことができる。

(施設の利用)

第7条 連携研究員は、連携活動に必要な範囲において、機構の施設を利用することができる。

2 連携研究員は、本学の認める範囲において前項に掲げる施設以外の本学の施設を利用することができる。

(報酬等)

第8条 連携研究員は無報酬とする。ただし、機構長が必要と認めたときは、連携活動に要する旅費の全部または一部を支給することができる。

(損害賠償の請求)

第9条 学長は、連携研究員が故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、当該連携研究員が所属する派遣機関の長又は当該連携研究員にその損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(災害補償)

第10条 連携研究員が研究活動等において故意又は過失により被った傷病の治療等に要する費用については、原則として、本学はその責を負わない。

(成果物の取扱い)

第11条 連携研究員が機構において行った研究活動等の成果である知的財産等についての取扱いは、別に定める。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、連携研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、必要に応じて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係） 連携研究員個人調書

別記第2号様式（第4条関係）

別記第3号様式（第4条関係） 連携研究員推薦書